

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	薬事管理課	整理番号	4-7
処分の種類	麻薬中毒措置入院者等の費用徴収			
根拠法令条例等・条項	麻薬及び向精神薬取締法第59条の4			
処分の概要	麻薬中毒措置入院者等の費用徴収			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(事案ごとの裁量が大きいため)</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・麻薬及び向精神薬取締法第59条の4 都道府県知事は、措置入院者、その配偶者又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者から、その負担能力に応じ、第59条第3号の費用の全部又は一部を徴収することができる。 ・麻薬及び向精神薬取締法第59条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。 (1)～(2)略 (3)第58条の17第1項の規定により負担する費用 (4)～(5)略 ・麻薬及び向精神薬取締法第58条の17 第58条の8第1項の規定により都道府県知事が入院させた麻薬中毒者の入院に要する費用は、都道府県が負担する。 2 前項の規定による都道府県の負担については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2の規定を準用する。 ・麻薬及び向精神薬取締法第58条の8第1項 都道府県知事は、第58条の6第1項の規定による精神保健指定医の診察の結果、当該受診者が麻薬中毒者であり、かつ、その者の症状、性行及び環境に照らしてその者を入院させなければその麻薬中毒のために麻薬、大麻又はあへんの施用を繰り返すおそれが著しいと認めるときは、その者を厚生労働省令で定める病院(以下「麻薬中毒者医療施設」という。)に入院させて必要な医療を行うことができる。 ・麻薬及び向精神薬取締法第58条の6第1項 都道府県知事は、麻薬中毒者又はその疑いのある者について必要があると認めるときは、その指定する精神保健指定医をして、その者を診察させることができる。 			
基準の制定根拠	-			